

令和8年度相楽広域行政組合会計年度任用職員 募集案内

相楽広域行政組合で任用する会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に基づき任用される会計年度任用職員）の募集については、以下のとおりとなります。

1 応募方法

「令和8年度相楽広域行政組合会計年度任用職員申込書兼履歴書」に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、「13提出先及び問合せ先」に記載の提出先に持参又は郵送で提出してください。

※ 資格免許等が必要な職種については、資格証等の写しを添付してください。

2 募集受付期間

令和8年3月2日（月）～3月18日（水）14日（木）

※ 持参される場合の受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

3 職種一覧

別紙「令和8年度相楽広域行政組合会計年度任用職員職種一覧」をご確認ください。

4 選考方法

書類選考を行い、面接等の選考を行ったうえ、任用を行います。

5 任用期間

1会計年度（4月1日～翌年の3月31日）までの範囲内で任用を行います。

※ 任用期間中の勤務実績等により、翌会計年度にも引続いて任用する場合があります。

6 勤務時間

原則、8時30分から17時15分（休憩12時～13時）の範囲内です。

※ 職種により、始業時間や終業時間が異なる場合があります。

7 休日・休暇

(1) 休日

原則、土日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）

※ 職種により、異なる場合があります。

(2) 休暇

組合規則に基づき年次有給休暇を付与します。

その他、有給休暇・無給休暇についても、組合規則に基づき取得が可能です。

8 報酬

別紙「令和8年度相楽広域行政組合会計年度任用職員職種一覧」をご確認ください。

9 手当等

- (1) 地域手当 報酬月額8%を支給（月額支給者のみ）
- (2) 通勤手当 組合規則に基づき支給
- (3) 期末・勤勉手当 基準日（6月1日、12月1日）において、組合規則で定める基準を満たす者について、最大年間4.65月分を支給（月額支給者のみ）
- (4) 給与支給日 翌月16日支給
※ 当日が金融機関休業日の場合は、職員の給与条例に規定に準じます。

10 社会保険等

勤務条件により、雇用保険・健康保険・厚生年金・労災保険の適用があります。

11 留意事項等

- 1 会計年度任用職員は、地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- 2 会計年度任用職員は、兼業・副業を行うことができます。
- 3 地方公務員法第16条に規定する以下の欠格条項に該当する場合は、応募することができません。
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 相楽広域行政組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

12 相楽会館建替期間における仮移転について

相楽会館の老朽化等に伴う新庁舎の現地建替えにあたり、工事期間中は各施設機能を仮移転先へ移転しています。

相楽休日応急診療所

- ・仮移転先：木津川市木津清水27番地24（木津保健センター内）
電話番号 0774-73-9988

相楽消費生活センター

- ・仮移転先：木津川市木津上戸18番地1（京都府木津総合庁舎内）
電話番号 0774-72-9955

相楽広域行政組合事務局

- ・仮移転先：木津川市山城町上狛大谷181番地
（相楽広域行政組合そうらく衛生センター内）
電話番号 0774-72-0421

13 提出先及び問合せ先

相楽広域行政組合事務局

〒619-0214

京都府木津川市木津上戸15番地

☎ 0774-72-0421

FAX 0774-72-0470